



Yanagisawa Accounting Firm

www.yanagisawakaikai.net

# MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

Vol.28-12 2017.12.5

## 2018 経営革新 新春セミナーのご案内

毎年恒例となりました「経営革新新春セミナー」を平成30年1月25日(木)に開催致します。  
 今回のセミナーは、弁護士 三井智和氏をお招きし、「判断能力が衰える前にできること～遺言・信託・成年後見～」と題しまして、身近な相続問題についてご講演いただきます。  
 またセミナー終了後、新年会を開催致します。多数の方のご参加をお待ちしております。詳細及びお申込については別紙をご覧ください。

### 2018 経営革新 新春セミナー

【日時】平成30年1月25日(木) 15:00～17:40

【場所】茅野市民館 2階コンサートホール

【内容】判断能力が衰える前にできること

～遺言・信託・成年後見～

講師：弁護士 三井智和氏

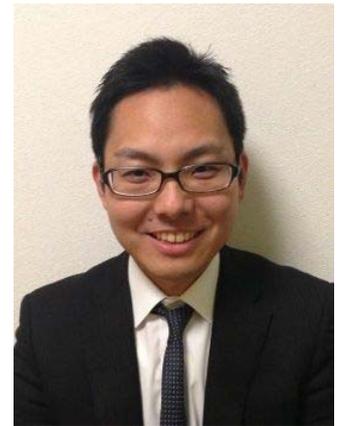
企業と家族を守るために相続を考える

～生前対策・民事信託～

講師：税理士法人 柳澤会計 税理士 山崎泰史

速報！平成30年度税制改正(案)

講師：税理士法人 柳澤会計 税理士 唐木田優



弁護士 三井智和氏

## 年末年始休業のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。  
 <年末年始休業日>  
 平成29年12月29日(金)～平成30年1月3日(水)  
 平成30年1月4日(木)より通常どおりとなります。



## 1月6日 事務所を留守に致します。

平成30年1月6日(土) 柳澤会計グループ全員参加の経営方針発表会を行うため、事務所を留守にさせていただきます。  
 皆様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。



# 民事信託 “想い”が届く資産承継の仕組み

## ～民事信託の活用例④～

### ■親亡き後に障害のある一人っ子の生活を保障したいケース

#### <活用例：前提条件&思い>

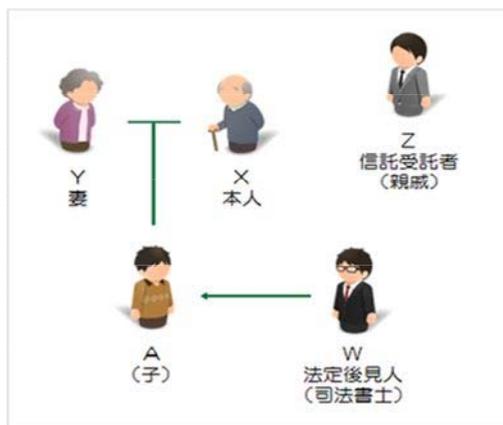
本人Xには、妻Yとの間に障害のある息子Aが一人います。Xは、自分と妻Yが亡くなった後の一人息子Aの生活保障が心配です。また、息子Aは障害により遺言書を書けるだけの理解力はありません。

Xは、X・妻Y・息子Aがすべて亡くなった後に残った資産があれば、それを息子Aがお世話になった障害者施設を運営する社会福祉法人に寄付したいと考えています。

#### <解決策>

Xは、今のうちからAの後見人として、信頼できる司法書士Wを探し、予め法定後見人選任申立をします。次に、Xは、信頼できる親族Zとの間で契約により信託を設定します。

その内容は、当初は委託者＝受託者とするが、Xの死後、第二次受益者をYにし受託者ZがYの生活を支えます。さらに、Yの死後は、第三次受益者をAにして、Aの生存中の生活・療養に必要な資金は、受託者ZからAの後見人Wに必要なに応じて給付する形をとります。



また、Aの死亡により信託が終了するように定め、信託の残余財産の帰属先を社会福祉法人に指定します。こうすることで、Y及びAが生存中に使いきれず残った財産は、最終的に国庫に没収されることなく、Xが希望するところへ譲ることができます。

委託者	本人X
受託者	本人X、Xの死後は親族Z
受益者	本人X、第二受益者：妻Y、第三受益者：息子A
信託財産	金融資産・不動産等
信託の終了事由・残余財産の帰属権利者	息子Aが死亡したときに信託終了し、残余財産は社会福祉法人に帰属する。

#### <ポイント>

X及びYが元気なうちから法定後見制度を利用することで、XとYの負担を極力軽減させるとともに、X・Yの死後に自分の知らない人間が大切な息子の後見人になる漠然とした不安を解消することができます。

また、X及びYは、後見人Wに対して、Aの生い立ちや趣向、どのような方針で身上監護・財産管理をしてほしいか等、様々な情報・希望を直接伝えることができますし、親なき後のことについて安心することもできます。

Aに遺言能力がないため、通常相続をしてしまうと、両親X Yの資産がすべてAに集約されたのち、Aの死後は、相続人不存在として残った財産はすべて国庫に帰属してしまいます。

このようなケースで、“後継ぎ遺贈型受益者連続信託”の仕組みを使うことで、民法上の単なる遺言では実現できないXの希望を反映させた財産承継の道筋を作ることができます。

財産管理を担うZに対しては、Xが元気なうちはX自身が目を光らせ、X亡き後のYが元気なうちはY自らが目を光らせ、その資産状況の報告や必要に応じた財産給付を求めることができます。X・Y亡き後は、Aに代わり後見人Wが受託者Zに対し資産状況の報告や必要に応じた財産給付を求めることになり、受託者Zが信託財産を勝手に消費しないように監督するので安心です。なお、親戚である受託者Zには、財産管理のお礼として月額等で信託報酬を信託財産から支払うことも可能です。

(山崎泰史)

## Q 納め過ぎた税金は、返してもらえるの？

申告もれではなく、逆に多く申告してしまった時は、一定の手続きをすれば税金を返してもらえます。

### 1. 返してもらう手続き

納め過ぎた税金を返してもらう手続きを「更正の請求」と言い、原則、**申告期限から5年以内**に手続きを行う必要があります。また、還付金額を少なく申告してしまった場合も、「更正の請求」により税金を返してもらうことができます。さらに、所得税の確定申告を行っていない人（給与のみの人等）は、確定申告を行うことで、医療費控除や雑損控除、住宅借入特別控除等について、5年前まで遡って還付を受けることが可能です。



### 2. 納得できなければ、異議申し立てができる。

「更正の請求」を行ってもそれが認められない場合等、税務署の処分に納得できないと言うときは、税務署に異議申し立てができる制度があります。また、その結果に不服なら「国税不服審判所」に審査請求もできます。さらにその判決にも不服と言う場合は、3ヶ月以内に裁判所に対して訴えを提起することもできます。

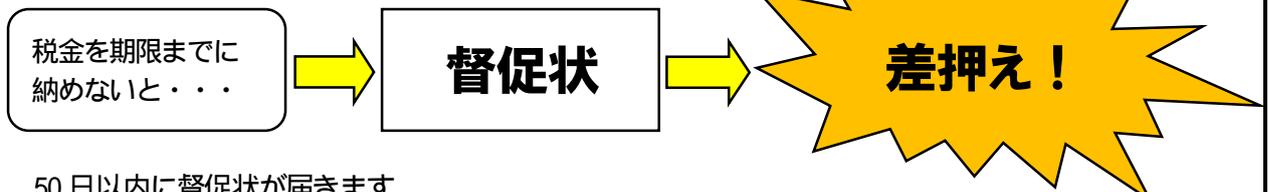


このようなケースは、私たちの周囲では、あまり事例がありませんが、このような制度があることを知っておくことは必要です。

## Q 税金を納めなかったらどうなるのか？

納税猶予、延納、物納などの制度もありますが、放置しておくとも財産の差押えもあり得ます。

### 1. 税金を納めないと…



50日以内に督促状が届きます。

さらに10日を経過すると財産の差押えなど「滞納処分手続き」が行われます。

**税金を納められない時は、なるべく早く、税務署に相談しましょう！**



### 2. 納税猶予、延納・物納ができる場合

災害などで大きな損害を受けた場合や、納税者や家族などが病気にかかった場合など、特殊な事情で税金の納付が困難な場合に、税務署長の許可で「納税猶予」を受け、1年以内の期間の分割納税が認められる場合があります。ただし、この場合、延滞税（利息）は、全額又は半額が免除されますが、原則的に担保が必要です。また、相続税では、原則5年以内に分割して納める「延納」、モノで納める「物納」の制度がありますが、他の税金では認められていません。



(橋本健治)

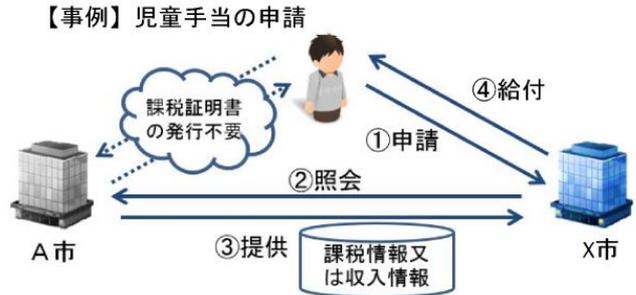
## マイナポータル 本格運用等開始

平成 29 年 11 月 13 日より、マイナンバー制度における情報連携及びぴったりサービスの本格運用等が開始されました。

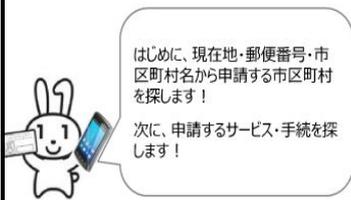
### ■情報連携

各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報やり取りを行う制度です。

例) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務  
介護保険料の減免の申請に関する業務 等



### ■ぴったりサービス



ぴったりサービスは子育てワンストップサービスのことで、「サービス検索機能」とLINE(株)が提供するLINEアプリとの連携を平成 29 年 11 月 7 日から開始しています。マイナポータルのLINE公式アカウントとお友だち登録した後、子育てに関する行政サービスを検索し、ぴったりサービスでマイナンバーカードを用いて電子申請が行えます。（北原隆幸）

①市区町村を選択

②サービス・手続を選択

③ぴったりサービスで確認・申請

## 職員コラム ～ 丁寧に伝える ～

篠原 紗耶香

昨今の生活では、パソコン、スマートフォンがあるのが当然のようになってきました。私の生活の中にも無くてはならないものです。その弊害でしょうか、左手の親指のつけ根周辺に痛みを感じています。一番の困りごとは、どんどん字が汚くなっていることです。普段の癖で、文字を続けて早書きしてしまうことが多く、お見せできるようなものではありません。また、学生の頃に書道を習っていた影響か、文具が好きで、特に、筆記具にこだわってしまいます。「弘法筆を選ばず」の真逆です。



私の中で、「文字」の意味するところは、あくまでコミュニケーションツール。文字の美醜よりも、最も大切なのは、人に伝えるために使えているかどうかだと思ってます。汚字だとしても、丁寧に、読めるように書くことを心がけています。それは、その字を見て、読めなかった相手の時間を無駄にする行為であると思っていますからです。弊社の読みやすい字を書く何名かは、本当にコミュニケーション能力が高く、私の手本とするところであります。

今年は、4月に祖母を、10月に祖父を続けて亡くし、読経を耳にする回数が本当に多い年になりました。また、祖父母の家を片付けた際、形見分けとして、筆と硯と墨のセットを父よりもらいました。そんな非日常的なことがあったからか、幼いころに亡き祖母が般若心経の読み方を教えてくれたこと、数年前に般若心経の意味を調べてみたこと、母が薬師寺で納経用の写経用紙を買ってきたことを思い出しました。これはきっと、「文字を書く」という行為と、再び向き合え！というどこかの誰かからの啓示だと。今は手始めとして、中塚翠涛著「きれいな字で書ける本」を読み、目についた文字を色々な筆記具で書いてみています。現段階の最終目標は、薬師寺への納経です。